

提出議案の概要

【農林水産部】

【議案名】

乙第 21 号議案 沖縄県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

昭和 50 年に名護市に開設された沖縄県立農業大学校が、宜野座村へ移転開校することから沖縄県立農業大学校の位置を改める必要がある。

【議案の概要】

- (1) 農業大学校の位置(住所地)を改める。
- (2) 条例の施行日は、令和 6 年 4 月 1 日とする。

【説明】

築 45 年以上を経過する沖縄県立農業大学校の老朽化等諸問題を解決するため、宜野座村へ移転する。

(1) 住所

現在の住所	移転先の住所
名護市大北 1 丁目 15 番 9 号	宜野座村字松田 2982 番地 24

(2) スケジュール

◆移転スケジュール

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新 施 設	基本計画	基本設計 用地取得	実施設計		工事	
現 施 設					移転準備 解体設計	移転 解体撤去

提出議案の概要

【農林水産部】

【議案名】

乙第 22 号議案 沖縄県漁港管理条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

漁港漁場整備法の一部が改正されたことに伴い、漁港施設等活用事業の実施計画の認定を受けた者に係る占用料の徴収根拠を定める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 法の一部が改正されたことに伴い、規定を整理する。
- 2 漁港施設等活用事業の実施計画の認定を受けた者に係る占用料の徴収根拠を定める。
- 3 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

【説明】

漁港漁場整備法の一部改正

1. 漁港施設等活用事業制度の創設

① 法目的に「漁港の活用促進」を追加

- 目的規定に「漁港の活用促進」を追加し、法律名を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」とする。(第1条)
- 国が定める基本方針に、漁港施設等活用事業の推進等に関する事項を追加。(第40条)

② 漁港施設等活用事業制度

- 漁港管理者は、基本方針に即して、漁港の漁業上の利用を確保するための関係者との調整等を経て、漁港施設等活用事業（漁業上の利用を確保した上で、漁港施設、水面等を活用して水産物の消費増進や交流促進に寄与する事業）の推進に関する計画を策定できる。(第4条の2、第41条)
- 上記推進計画が策定された漁港において、漁港管理者の認定を受けて漁港施設等活用事業を実施する者に対し、事業を安定的に実施するための新たな権利・地位として、
 - ・ 行政財産である漁港施設の貸付（最大30年）や、
 - ・ 漁港水面施設運営権（最大10年、更新可）の設定
 - ・ 水面等の長期占用（最大30年）を可能とする。(第4条の3、第39条、第44条、第48条、第57条)

漁港施設等活用事業のイメージ

青：従来の「モノ消費」
赤：経験・体験を加えた「コト消費」

- ・ 販路拡大・価値向上
- ・ 生産量の増大
- ・ 水産物の消費拡大
- ・ 漁業地域の所得向上
- ⇒ 水産物の発展
- ⇒ 漁業地域の活性化

遊漁・漁業体験 など

水産消費 漁泊 漁業体験

2. 漁港施設の見直し等

- 防波堤、岸壁、荷さばき所等の漁港の機能を構成する「漁港施設」について、養殖の推進、衛生管理の高度化、販売機能の強化等に対応するため、陸上養殖施設、配送用作業施設、仲卸施設、直売所、燃料供給施設等を追加。(第3条)
- 漁港管理者と協力して漁港の維持管理等を行う団体を指定する制度を創設。(第61条～第65条)

陸上養殖施設

提出議案の概要

【商工労働部】

【議案名】

乙第23号議案 沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、高圧ガス製造許可申請手数料の額を改める等の必要がある。

【議案の概要】

- (1) 高圧ガス製造許可申請手数料の額を改める。
- (2) 貯蔵施設等の完成検査手数料の規定を整理する。
- (3) この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第3の10の項の改正規定は、公布の日から施行する。

【説明】

- (1) 高圧ガス製造許可申請手数料の額の改定について

国は、事業者が同一のLPガス運搬車で一般消費者及び一般消費者以外にLPガスの充填を行う場合の製造許可申請について、事務手続きの合理化を行うとともに「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」を改正したことから、これに準じ以下のとおり改正する。

名称	手数料の対象事務	現行	改正案
高圧ガス製造許可申請手数料	高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造の許可の申請	移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするものの許可の申請 処理容積に応じ 7,400円から 91,000円まで	(同左)
	高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	上のうち、液化石油ガス法 ^(※) の許可を受けた者の許可の申請	— <u>6,000円</u>

(※) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をいう。以下同じ。

- (2) 貯蔵施設等の完成検査手数料の規定の整理について

国は、高圧ガス保安法の改正により自立的に高度な保安を確保できる「認定高度保安実施者」を認定する制度を創設するとともに、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」を改正したことから、これに準じ認定高度保安実施者に係る規定を加える。

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 24 号議案 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

宮古空港及び新石垣空港の駐車料の額を改める必要がある。

【議案の概要】

宮古空港及び新石垣空港内の道路では、特に航空機の離発着が集中する時間帯に、送迎を目的とした短時間の路上駐車等による混雑が常態化し、空港利用に支障が生じている。

そのため、30分未満の駐車を無料とすることで、空港を利用する車両の駐車場への駐車を促し、空港内の道路の混雑緩和を図るため、駐車料金を改める必要がある。

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

【説明】

	現 行	改 正 案
第 20 条 第 1 項	宮古空港及び新石垣空港の駐車場のうち、知事が指定するものを利用する者は、別表第3に定める駐車料を納付しなければならない。_____	宮古空港及び新石垣空港の駐車場のうち、知事が指定するものを利用する者は、別表第3に定める駐車料を納付しなければならない。 <u>ただし、利用の時間が 30 分未満である場合は徴収しない。</u>

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 25 号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例

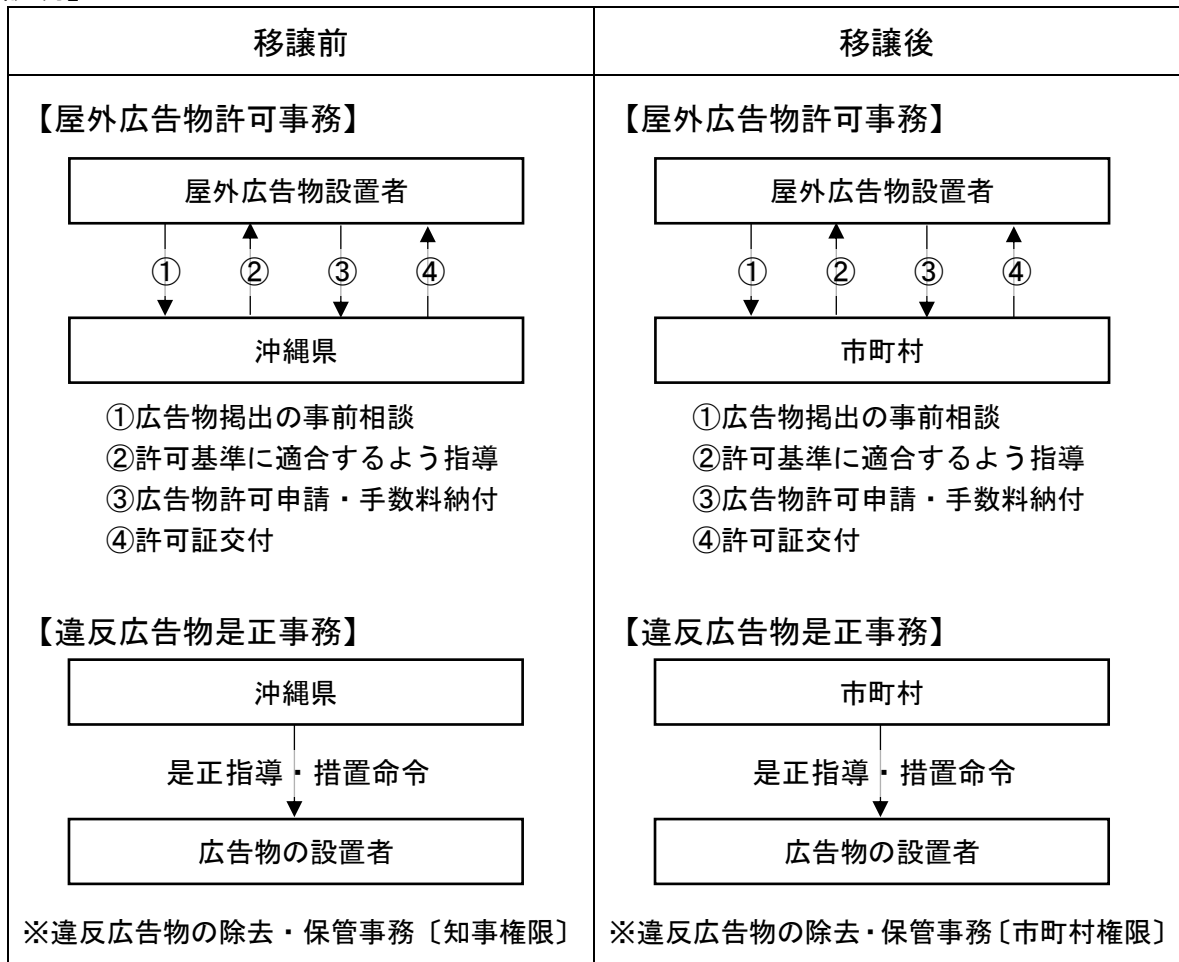
【議案提出の理由】

屋外広告物法及び条例に基づく広告物の表示の許可等知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が調った宜野湾市が処理することとする必要がある。

【議案の概要】

- 1 法及び条例に基づく知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が調った宜野湾市が処理することとする（第 47 条関係）
- 2 施行期日：令和 6 年 4 月 1 日

【説明】



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 26 号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

首里城公園の駐車場の適正な利用により周辺道路の渋滞緩和を図るため、駐車場の利用料金の基準額を改める等の必要がある。

【議案の概要】

1. 首里城公園の駐車場の利用料金の基準額の改正

- (1) 首里城公園では、バス等の大型車両が駐車場を利用しており、特にバスの利用が特定の時間に集中することがある。また、周辺の駐車料金と比較して低廉に設定されていることから、公園利用者の車両が首里城公園の駐車場に集中している。
- (2) (1)のことが、周辺道路に渋滞を引き起こし、周辺住民に影響を与えているため、車両の利用時間帯の平準化及び駐車場所の分散化を図る必要がある。
- (3) 利用時間帯の平準化については、首里城公園駐車場予約システムを導入し、利用者等が、首里城公園の駐車場の利用状況を把握できる体制を整えることで、バス等の大型車両の利用が重ならないようにすることとしている。
首里城公園駐車場予約システムの運営は、指定管理者が行うこととしており、その運営に係る費用の発生が見込まれる。
- (4) 車両の駐車場所の分散化を図るためには、首里城公園の低廉な駐車場の利用料金について、見直しを行うことで、公園利用者には周辺の駐車場の利用を促す必要がある。
- (5) (3)及び(4)を踏まえ、首里城公園の駐車場の利用料金の基準額を改める等の必要がある。

2. その他所要の改正を行う。

3. この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

【説明】

料金体系	条例基準額	現行料金	改定後料金
大型車	1 回当たり 970 円	1 回当たり 1,200 円	30 分当たり 600 円 最大 2,400 円
小型車	1 回当たり 310 円	1 回当たり 400 円	1 時間当たり 400 円 以降 30 分毎 200 円 最大 800 円
回数券 (11 回)	大型車 9,700 円 小型車 3,100 円	大型車 12,000 円 小型車 4,000 円	廃止

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 27 号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

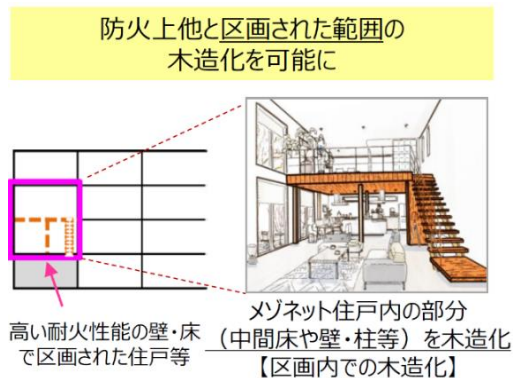
建築基準法の一部が改正されたことに伴い、既存建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 条例の規定を整理する。
- 2 新設する手数料の徴収根拠を定める。
- 3 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

【説明】

- 1 建築分野における温室効果ガスの吸収源対策としての木造利用の促進のために建築基準法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する。



①【現行】

耐火性能が要求される大規模建築物において、壁・柱等の全ての構造部材を例外なく耐火構造とすることを要求

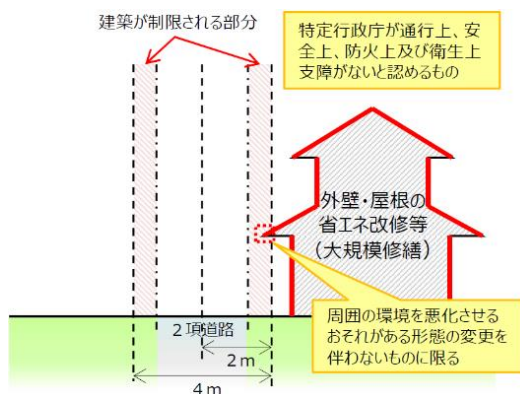


②【改正】

防火上・避難上支障がない範囲内で、部分的な木造化を可能とする ⇒ 条例にて「主要構造部」という表現を用いている規定について、規定の整理を行う

- 2 建築分野での省エネ対策を加速させるために建築基準法施行令が改正されたことに伴い、創設された認定申請の手数料を新設する。

- 既存建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000 円ほか 1 件



①【現行】

接道義務や道路内建築制限の既存不適格となっている建築物について、増改築、大規模修繕等の際は現行基準適合が必要



②【改正】

政令で定める範囲内において大規模修繕等をする場合において、現行基準の適用除外のための認定申請が可能となる ⇒ 手数料設定の必要あり

提出議案の概要

【教育庁】

【議案名】

乙第 28 号議案 沖縄県公立学校情報機器整備基金条例

【議案提出の理由】

公立学校に情報機器を整備することを目的として、沖縄県公立学校情報機器整備基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

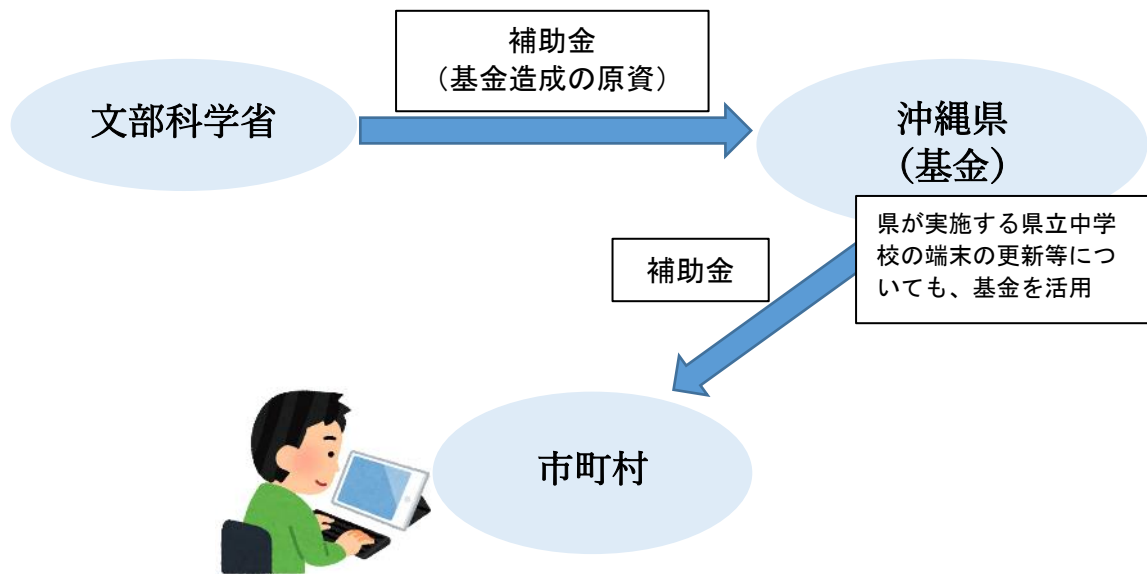
【議案の概要】

- 1 基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定める。（第 1 条から第 7 条まで）
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

沖縄県公立学校情報機器整備基金を設置し、県内の公立小中学校、特別支援学校小中学部の 1 人 1 台端末の更新等に要する経費に充てる。

（基金の設置期限：公布の日から令和 11 年 3 月 31 日）



提出議案の概要

【教育庁】

【議案名】

乙第 29 号議案 沖縄県立学校教育施設整備基金条例

【議案提出の理由】

県立学校の教育施設を整備するための財源に充てるため、沖縄県立学校教育施設整備基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

【議案の概要】

旧県立伊良部高等学校の有償譲渡に伴い、県立学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金を制定する。

【説明】

- 1 県立伊良部高等学校が令和 2 年度末に閉校となり、その跡地について、県各部局及び宮古島市の取得希望がなかったことから、一般売却処分を実施する。
- 2 同校施設を処分する場合は、文部科学大臣に対する財産処分の承認手続が必要であり、有償譲渡する場合には、財産の残存価額に対する補助金相当額を国庫に納付する、又は、その額以上を県立学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金へ積立てることが承認の条件となっている。
- 3 このため、県立学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

－提出議案の概要

【教育庁】

【議案名】

乙第 30 号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

児童生徒数の増減等により、学校職員の定数を改める必要がある。

【議案の概要】

- 1 県立高等学校、県立特別支援学校及び県立中学校の職員定数並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改める。
- 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

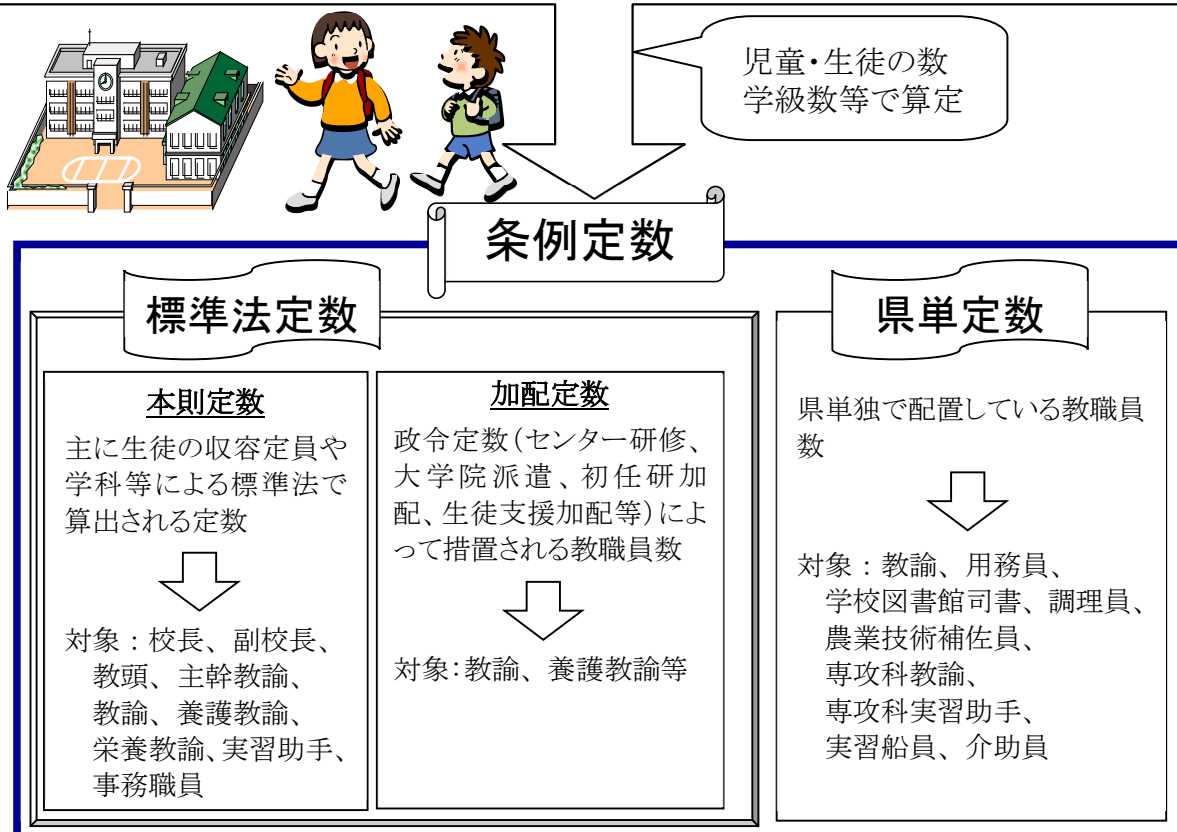
令和 6 年度教職員定数等

(単位:人)

区 分	R6 定数	R5 定数	増 減	増減の主な理由
1 県立高等学校	3,995	3,986	9	加配増によるもの
2 県立特別支援学校	1,872	1,915	▲43	学級数の減によるもの
3 県立中学校	56	54	2	桜中学校の学年増によるもの
4 市町村立小・中学校	11,008	11,023	▲15	学級数の減によるもの
合 計	16,931	16,978	▲47	

【説明】

教職員定数算定の基礎
 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」
 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令」
 「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」
 「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令」



提出議案の概要

【公安委員会】

【議案名】

乙第 31 号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、猟銃の操作及び射撃に係る技能講習受講手数料の額を改める等のほか、安全対策優良海域レジャー提供業者の指定手数料の額を改める必要がある。

【議案の概要】

- 1 警備業に係る認定証再交付手数料及び認定証書換え手数料を廃止する。
- 2 猟銃の操作及び射撃に係る技能講習受講手数料の額を改める。
- 3 自動車運転代行業に係る認定証の再交付手数料及び認定証の書換え手数料を廃止する。
- 4 探偵業の業務の適正化に関する法律に関する手数料を廃止する。
- 5 安全対策優良海域レジャー提供業者の指定手数料の額を改める。
- 6 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

【説明】

条例	手数料の種別・区分	現行	改正案	
				変動額
別表第5関係 (警備業法)	認定証再交付手数料	2,000円	廃止	
	認定証書換え手数料	2,200円	廃止	
別表第8関係 (銃砲刀剣類所持等取締法)	技能講習受講手数料	12,700円	14,000円	(+1,300円)
別表第11関係 (自動車運転代行業法)	認定書の再交付	1,700円	廃止	
	認定証の書換え	2,100円	廃止	
別表第12関係 (探偵業の業務の適正化に関する法律)	探偵業の業務の適正化に関する法律(以下「法」という。)第4条第3項の規定に基づく同条第1項の規定による届出があったことを証する書面の交付	3,600円	廃止	
	法第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付	1,600円	廃止	
	法第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付	1,100円	廃止	
別表第13関係 (沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例)	安全対策優良海域レジャー提供業者の指定手数料	7,000円	8,400円	(+1,400円)

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 32 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
(県道 20 号線 (泡瀬工区) 橋梁整備工事 (上部工その 10))

【議案提出の理由】

県道 20 号線 (泡瀬工区) 橋梁整備工事 (上部工その 10) の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

【議案の概要】

契約金額中「13 億 6,169 万円」を「1 億 520 万 2 円」増額し、
「14 億 6,689 万 2 円」に変更する。

【説明】

本工事は、泡瀬人工島へのアクセス道路である橋梁の、4 車線中人工島へ向かって右側 2 車線の桁 (セグメント) 製作及び現場打ち桁製作を行う工事である。

今回の変更は、請負契約書第 2 6 条第 6 項に基づくインフレスライド協議等による増額を行うものである。

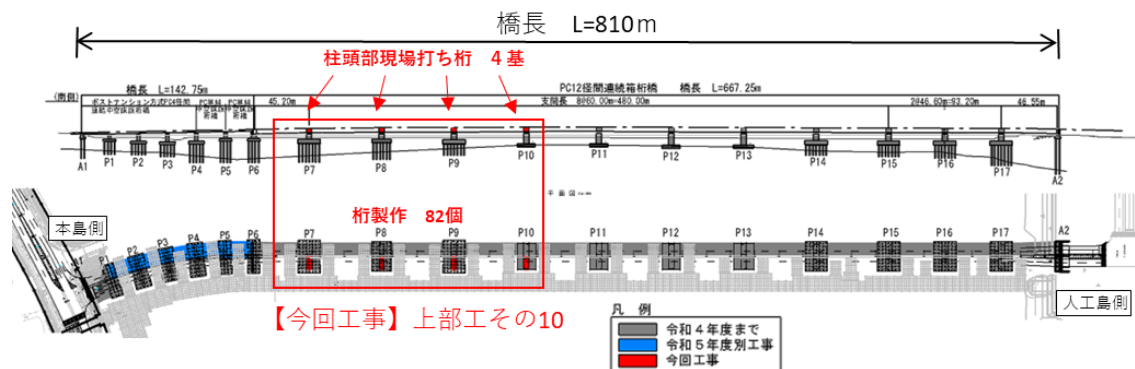
- 1 契約金額 (変更前) 13 億 6,169 万円
- 2 契約金額 (変更後) 14 億 6,689 万 2 円 (+1 億 520 万 2 円)
- 3 契約の相手方 三井住友建設・太田建設・明生建設特定建設工事共同企業体



工期：令和 4 年 10 月 19 日～
令和 6 年 3 月 15 日

手続きスケジュール

3月上旬	議決 (工事請負契約議決内容の一部変更) 後、本契約
3月中旬	工事完成及び完成検査依頼
3月下旬	完成検査
3月末	工事請負代金完成払い



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 33 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
(県道 20 号線 (泡瀬工区) 橋梁整備工事 (上部工 P1 - P6・北))

【議案提出の理由】

県道 20 号線 (泡瀬工区) 橋梁整備工事 (上部工 P1 - P6・北) の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

【議案の概要】

契約金額中「9 億 8,582 万円」を「1 億 889 万 2,300 円」増額し、
「10 億 9,471 万 2,300 円」に変更する。

【説明】

本工事は、泡瀬人工島へのアクセス道路である橋梁の、4 車線中人工島へ向かって左側 2 車線の上部工約 120m を整備する工事である。

今回の変更は、特記仕様書に基づき週休二日の取組による間接工事費の補正等による増額を行うものである。

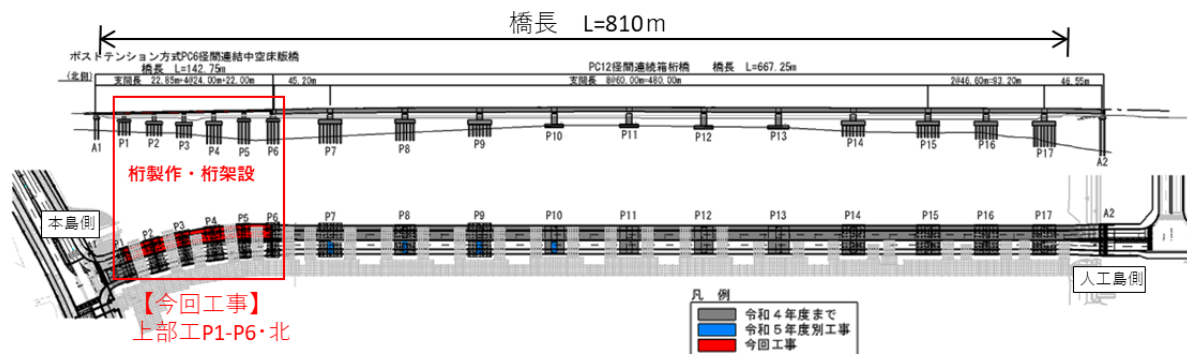
- 1 契約金額 (変更前) 9 億 8,582 万円
- 2 契約金額 (変更後) 10 億 9,471 万 2,300 円 (+1 億 889 万 2,300 円)
- 3 契約の相手方 川田・仲本・大豊特定建設工事共同企業体



工期：令和 4 年 10 月 19 日～
令和 6 年 3 月 31 日

手続きスケジュール

3月上旬	議決 (工事請負契約議決内容の一部変更) 後、本契約
3月中旬	工事完成及び完成検査依頼
3月下旬	完成検査
3月末	工事請負代金完成払い



提出議案の概要

【教育庁】

【議案名】

乙第 34 号議案 財産の処分について

【議案提出の理由】

当該財産を処分するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

旧県立伊良部高等学校の土地及び建物の処分について承認を得るもの

土地及び建物の所在地 宮古島市伊良部字前里添 1079 番 1

土地の処分面積 44,783 平方メートル

建物の種類 普通教室管理棟ほか 7 施設

土地の処分予定価格 324,400,000 円

建物の処分予定価格 162,800,000 円

契約の相手方 千葉県夷隅郡御宿町久保 1528 番地

学校法人中央国際学園 理事長 斉藤守

【説明】

旧県立伊良部高等学校の土地及び建物の処分について、一般競争入札による落札者と本契約を締結するため本議案を提出する。



提出議案の概要

【農林水産部】

【議案名】

乙第 35 号議案 訴えの提起について

【議案提出の理由】

貸金返還請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 件 名 貸金返還請求事件
- 2 貸付年月日 平成 10 年 3 月 27 日
- 3 貸付金額 1,120 万円
- 4 返済額 175 万円（最終支払日：平成 28 年 12 月 27 日）
- 5 延滞金額 945 万円

【説明】

農業改良資金融通法に基づき、平成 10 年 3 月 27 日に借受者へ貸し付けた農業改良資金 1,120 万円のうち 945 万円が長期にわたり延滞となっている。

主たる債務者及び連帯保証人及び連帯保証人の相続人に対し、再三にわたり貸付金の返還について督促等を行っているにもかかわらず、支払に応じないため、訴えの提起を行うものである。（請求件数 1 件）

提出議案の概要

【農林水産部】

【議案名】

乙第 36 号議案 訴えの提起について

【議案提出の理由】

貸金返還請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 件 名 貸金返還請求事件
- 2 貸付年月日 平成 11 年 12 月 22 日
- 3 貸付金額 600 万円
- 4 返済済額 200万円（最終支払日 : H15. 3. 20）
- 5 延滞金額 400万円（債権承認日 : H25. 11. 12）
（最終催告書送付日 : R5. 10. 20）（時効完成予定日 : R5. 11. 12）
（最終催告書配達日 : R5. 10. 22）（時効完成猶予期日 : R6. 4. 21）

【説明】

林業改善資金助成法に基づき、平成 11 年 12 月 22 日に借受者へ貸し付けた林業生産高度化資金 600 万円のうち 400 万円が長期にわたり延滞となっている。

主たる債務者及び連帯保証人に対し、再三にわたり貸付金の返還について督促等を行っているにもかかわらず、支払い意志がない。

債権保全を図る必要があること、及び時効完成が間近であることから、訴えの提起を行うものである。（請求件数 1 件）

提出議案の概要

【公安委員会】

【議案名】

乙第 37 号議案 訴えの提起について

【議案提出の理由】

損害賠償請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

令和 4 年 1 月 27 日深夜から同月 28 日未明にかけて、沖縄警察署構内及びその周辺において県が所有又は管理する財産に損害を与えた事件について、関与が明らかとなった不法行為者及びその監督義務者に対し、連帯して損害賠償金を支払うよう求めたが、これらの者が応じないため、訴えを提起する。

【説明】

- 1 被告 38 人
 - (1) 不法行為者 15 人
 - (2) (1)の監督義務者 23 人
- 2 請求の趣旨
次の判決及び仮執行の宣言を求める。
 - (1) 連帯して損害賠償金 4,121,015 円及び遅延損害金を支払え。
 - (2) 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 訴訟遂行の方針として必要がある場合は、上訴し、又は和解するものとする。
- 4 損害一覧

番号	物品	金額
1	普通乗用自動車	99,000円
2	普通乗用自動車	179,300円
3	普通乗用自動車	66,000円
4	普通乗用自動車	438,548円
5	普通乗用自動車	418,000円
6	大型乗用自動車	143,000円
7	普通乗用自動車	88,539円
8	普通乗用自動車	460,548円
9	普通乗用自動車	71,390円
10	大型乗用自動車	110,728円

番号	物品	金額
11	普通乗用自動車	44,000円
12	普通乗用自動車	280,500円
13	電光掲示板	817,300円
14	シーサー像(複数箇所欠損)	302,500円
15	正面出入口壁面	99,000円
16	アクティブセンサー	193,083円
17	カーブミラー	55,528円
18	掲示板	19,800円
19	玄関ガラス	199,689円
20	庁舎1階ガラス	24,332円
21	庁舎1階及び4階網戸	10,230円
合計(1~21)		4,121,015円

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 38 号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法 96 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事故名 県道那覇北中城線に県が設置した立入防止柵による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和 5 年 8 月 2 日
- 3 事故発生場所 西原町上原一丁目 13 番 19 号先県道那覇北中城線上
- 4 損害賠償額 604,000 円

【説明】

- 1 令和 5 年 8 月 2 日午後 8 時 30 分頃、西原町上原一丁目 13 番 19 号先県道那覇北中城線に県が設置した立入防止柵が、強風に煽られ、走行中の車両に接触し、車両を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に 604,000 円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県：相手方=10：0
- 4 位置図、現場写真及び車両損傷状況



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 39 号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 故 名 県道沖繩環状線に県が設置した樹木による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和 5 年 8 月 29 日
- 3 事故発生場所 沖縄市八重島二丁目 9 番 7 号先県道沖繩環状線上
- 4 損害賠償額 38,206 円

【説明】

- 1 令和 5 年 8 月 29 日午後 10 時頃、沖縄市八重島二丁目 9 番 7 号先県道沖繩環状線に県が設置した樹木の伸長した枝が走行中の車両と接触し、車両を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に 38,206 円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県：相手方＝6：4
- 4 位置図、現場写真及び車両損傷状況



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 40 号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 故 名 県道 37 号線上のくぼみによる車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和 5 年 10 月 5 日
- 3 事故発生場所 うるま市字与那城福地 1093 番 3 番先県道 37 号線上
- 4 損害賠償額 8,618 円

【説明】

- 1 令和 5 年 10 月 5 日午前 7 時 11 分頃、うるま市字与那城福地 1093 番 3 先県道 37 号線上に生じたくぼみが、走行中の車両を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に 8,618 円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県：相手方＝5：5
- 4 位置図、現場写真及び車両損傷状況



提出議案の概要

【公安委員会】

【議案名】

乙第 41 号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 令和 5 年 7 月 16 日、県が設置した歩行者横断禁止の道路標識が落下し、走行していた普通二輪車を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について、道路標識の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に総額 128,123 円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。

【説明】

1 事故の概要

- (1) 事故名 国道 330 号に県が設置した道路標識が落下したことによる車両損傷事故
 - (2) 事故発生年月日 令和 5 年 7 月 16 日
 - (3) 事故発生場所 沖縄市中央三丁目 5 番 47 号先国道 330 号上
- 2 損害賠償額の額 128,123 円
 - 3 過失割合 県：相手方＝10：0
 - 4 写真

(1) 現場の状況（落下後）



(2) 損傷の状況



提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 42 号議案 包括外部監査契約の締結について

【議案提出の理由】

包括外部監査契約の締結については、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 3 契約の金額 12,856,000 円を上限とする額
- 4 契約の相手方 公認会計士 嘉陽田洋平

【説明】

外部監査制度について

1. 趣旨

地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することにより、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化を図るとともに、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高める。

2. 外部監査契約を締結できる者

地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者で、原則として次に掲げる者。

①弁護士、②公認会計士、③会計検査等の監査の実務に精通している者

3. 包括外部監査契約の締結

都道府県・指定都市・中核市の長は、毎会計年度、包括外部監査契約を速やかに一の者と締結。※連続して 4 回、同一の者と契約を締結してはならない。

契約の締結に当たっては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 43 号議案 専決処分の承認について(令和 5 年度沖縄県一般会計補正予算
(第 7 号))

【議案提出の理由】

住宅等開発時における不発弾等の探査及び不発弾等災害の未然防止に要する経費を早急に予算補正し、併せて、適正工期を確保し繰越する必要があるため、令和 6 年 1 月 31 日に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により専決処分したことから、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

【議案の概要】

専決処分した令和 5 年度沖縄県一般会計補正予算(第 7 号)の内容は、不発弾等による災害の未然防止に要する経費である。

【説明】

(1) 歳入			
既決予算額	904,161,441		
今回補正額	52,431		
		(内 訳)	
		国庫支出金	47,199
		繰入金	5,232
改予算額	904,213,872		
(2) 歳出			
既決予算額	904,161,441		
今回補正額	52,431		
		(内 訳)	
		その他の経費	52,431
		補助費等	52,431
改予算額	904,213,872		